

3 今後の市立堺病院のあり方（提言）

(1) 市立堺病院が果たすべき役割（機能）

① 政策医療としての救急医療

医療は、人々が地域で安心して生活していく上で欠くことのできない市民生活の基盤を支えるものである。とりわけ救急医療の充実、市民がいざというときに備え、地域のセーフティーネットを確保する観点からその根本をなすものであり、堺市域で唯一の公立病院である市立堺病院が果たすべき重要な役割として位置づけられる。

この救急医療の提供にあたっては、救命救急センターの設置により三次救急と二次救急を合体したシステムを構築し、堺市域及びその周辺の救急医療の核となる病院をめざすべきと考える。

これにより、高齢化を背景として増加している内因性の重症患者をはじめ、依然、一定数で推移している外因性の重症患者にも対応するとともに、泉北地域の救急医療充実を求めている近隣の高石市、和泉市、泉大津市の期待に応えていくべきである。

一方、小児救急については、専門医確保等の制約から、二次を中心として担うことを検討すべきであり、小児の三次救急への対応は、大阪府内全体における広域的な検討が必要であると考えられる。

② 真に必要な地域医療の確保

地域全体で医療を完結していくという公立病院ガイドラインの趣旨を踏まえ、市立堺病院は、急性期の病態の患者を診療する病院として、次の観点に立って真に地域医療の確保のため必要なものを提供していくべきである。

- 国及び広域自治体である都道府県ではなく、基礎的自治体である市として、市民にとって安心できる地域医療サービスの提供
- 公・民の適切な役割分担の下、地域で必要となる高度・専門医療の提供
- 以上の医療を提供していくために必要となるその他の医療の提供

③ 市の一般会計負担の考え方

市立堺病院が上記の役割を担っていくために必要とする一般会計負担については、市と病院で十分議論のうえ、算出ルール等を明確にし、市民に対する説明責任を果たすべきである。

(2) 病院経営（経営形態等）

① 健全な経営基盤の確立

継続して地域医療を確保するためには、医療従事者にとって魅力ある病院として整備・再編することが必要である。特に優秀な医師の確保が鍵となる。そのためには院長のリーダーシップの下で市立堺病院が使命とする医療を計画的かつ継続的に実施していくとともに、職員研修制度の充実、勤務環境の改善、医療機器の更新等が可能な病院運営に努め、健全な経営基盤を確立すべきである。

② 経営形態

経営形態については、市立堺病院が政策医療を担う観点から、市の一定の関与が可能で、かつ、経営における自主性と責任の明確化を図れるよう、「地方独立行政法人」を設置・運営主体とすることを検討すべきである。

なお、自治体病院の課題である事務・経営部門の充実を図るため、経営形態の変更も重要であるが、先んじて病院経営に精通した事務管理職人材の確保や育成に努めるべきである。

(3) 救命救急センターの整備

① 整備の方針

市立堺病院が堺市域及びその周辺の救急医療の核となる病院となり、その果たすべき役割を担っていくためには、現病院の持つ医療資源や機能を活用する必要がある。最も効率的な方法は、現病院敷地内において、救命救急センターを併設整備することであるが、それが困難である以上、将来のことも考え、新たに用地を確保して現病院機能を一体的に移転する方向で検討すべきである。

なお、移転後の現病院の施設・設備の有効利用については、堺市において別に検討をしていただきたい。

② 診療機能

新たに救急科を設けることは当然であるが、救急医療をサポートする診療機能として、心臓血管外科、形成外科の新設を検討すべきである。また、神経内科での脳卒中への対応の充実を図っていくとともに、救急医療への精神科医のサポート体制についても検討していくべきと考える。

③ 立地条件

医療崩壊への対応は遅れば遅れるほど挽回が困難となるので、次の

立地条件を満たすとともに、「早期事業着手」を最優先の条件として用地確保に努めるべきである。

また、病院の立地については、良好な療養環境を確保すべきであることから環境面も用地選定にあたっての条件としていただきたい。

- 早期事業着手の可能性 … 現に堺市が所有しているか、確実に早急に取得が可能
- 必要床面積の確保 … 将来の発展性を考慮し現病院規模を上回る約 20,000 m²以上の用地で、かつ、病院本体として 40,000 m²程度の建物の建築が可能
- 救急搬送の容易性 … 幹線道路に近接し、市域全体をカバーでき、市外の既存救命救急センターと相互補完が可能
- 災害拠点機能の確保 … 水害や震災等の自然災害の被災の可能性が低く、災害時救護所の設置が容易
- 消防局との連携 … メディカルコントロール体制の充実のために必要な設備（救急ワークステーション等）の整備が可能
- 一次診療機能の併設 … 小児急病診療を担う施設を敷地内又は近傍への整備が可能
- ドクターヘリの運用 … 敷地内又は隣接地にヘリポートの設置又はヘリコプターの離発着場の確保が可能

(4) 役割（機能）を果たすための条件整備

① 一次救急との連携

市立堺病院が二次・三次救急を主体とする病院として運営していくためには、初期診療を担う開業医等の協力や連携が不可欠である。

特に、現在、堺市救急医療事業団が堺市医師会の協力を得て、宿院、泉北地区において実施している小児急病診療（一次）については、その機能を敷地内又は近傍で整備することによって、二次・三次救急との円滑な連携を確保し、効果的・効率的な救急医療体制の確保に努めるべきである。

② 急性期を脱した患者の病床確保

かねてから、救急医療機関において、救急搬送された患者が急性期を乗り越えた後も転院できず、結果的に救急医療用の病床を長期間利用することにより、新たな救急患者の受け入れが困難となる問題が生じている。

このため、救急医療の核として新たに整備する施設がその機能を十分に発揮していくため、救急医療に関し、入院から転院までの一貫した医療・福祉サービスを提供できる体制の整備に努めるべきである。

(5) 新施設の名称

市立堺病院という名称には、戦後の医療状況が悪い時代背景において、軽症を含めた市民の医療全般を担うという総合市民病院のイメージがある。新施設は、救命救急センターをはじめとする新しい機能を併設するなど、病院機能は現病院と大きく変わるので新たな名称とし、内外にその変化を印象付けるべきである。

堺市総合医療センターという名称も出ているが、市において上記の趣旨を踏まえ決定していただきたい。

(資料)

市立堺病院のあり方検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市立堺病院のあり方について検討するに当たり、広く有識者、市民等から意見を聴くため、市立堺病院のあり方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が選任する。

(1) 医療及び医療制度について優れた識見を有する者

(2) 病院経営について優れた識見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(座長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 懇話会の会議は、座長が主宰する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、病院経営改革室において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、市立堺病院のあり方に関する最終の意見書が市長に提出された日の翌日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

市立堺病院のあり方検討懇話会 委員名簿

- 座長 井 上 通 敏 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 名誉顧問
- 委員 青 山 ヒフミ 大阪府立大学 看護学部長 教授
- 委員 大 崎 重 治 堺市自治連合協議会 会長
- 委員 坂 井 俊 介 新日本有限責任監査法人 公認会計士
- 委員 坂 谷 光 則 独立行政法人 国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター 院長
- 委員 杉 本 壽 大阪大学大学院 医学系研究科 救急医学 教授
大阪大学医学部附属病院 高度救命救急センター センター長
- 委員 玉 崎 和 実 堺市 消防局 局長
- 委員 辻 本 好 子 NPO法人 ささえあい医療人権センターCOML 理事長
- 委員 林 紀 夫 大阪大学医学部附属病院 院長
- 委員 樋 上 忍 社団法人 堺市医師会 会長
- 委員 山 田 義 夫 独立行政法人 労働者健康福祉機構 大阪労災病院 院長

(五十音順(委員)・敬称略)

市立堺病院のあり方検討懇話会 開催経過

(開催日)

(主な議事)

- | | | |
|-----|-------------|--------------------|
| 第1回 | 平成20年 8月28日 | 堺市及び堺病院を取り巻く環境について |
| 第2回 | 平成20年10月 3日 | 市立堺病院における診療機能について |
| 第3回 | 平成20年11月 7日 | 救命救急センターの整備について |